

パブリックコメント等の結果概要（千葉県地球温暖化対策実行計画）

1 意見募集期間

令和 5 年 2 月 1 日（水）～ 2 月 28 日（火）

2 意見提出者（名・団体）・件数

千葉県地球温暖化対策実行計画：59 名・団体 計 150 件

3 主な意見と県の考え方

ページ	箇所	意見概要	県の考え方
28	6 温室効果ガス排出削減目標	<p>○温室効果ガス削減目標を引き上げるべき 【約 50 件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出削減目標の 40%はあまりに低すぎます。国際的に批判されている日本政府の 46%より低いのは、気候危機に真剣に向き合っているとは思えません。日本を含む OECD 各国が 60%以上の削減を求められています。高い目標を掲げてから日本を変えてください。 ・千葉県の産業（重化学工業など）を取り巻く状況を踏まえた温室効果ガス削減目標であることは理解しましたが、国が前面に押し出している「46%削減」は追求していくべきです。 ・産業部門の割合が国全体よりも高いとしても、千葉は再生可能エネルギーのポテンシャルも高いので、60%程度の目標とすべきです。 	<p>国の温室効果ガス 46%の削減目標は、「産業」「運輸」「業務」「家庭」といった部門別に設定した目標を積み上げたものになります。</p> <p>県の 40%の削減目標については、国の部門別の削減目標を、本県の産業構造等の地域特性を踏まえ、部門別に置き換えて積み上げたものとなります。県の目標が国よりも低くなるのは、国による目標設定が低い産業部門の構成比が、全国よりも高くなっていることが主な理由です。</p> <p>また、県としては、脱炭素化に向けた独自の支援や普及啓発に努めながら、更なる高みを目指すこととしています。</p> <p>さらに、2030 年度までの目標だけではなく、2050 年を見据えたカーボンニュートラル推進方針を策定し、産業界の技術革新や社会実装を後押しするとともに、あらゆる関係者の意識改革や行動変容に繋がる取組などを推進しながら、カーボンニュートラルを目指してまいります。</p>

ページ	箇所	意見概要	県の考え方
36	7-1 家庭における取組	<p>◆住まいの省エネ</p> <p>2030年の蓄電池のコストと電気自動車の普及を考えると、電気自動車を活用したV2Hによる住まいの省エネを視野に入れるべきです。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下を追記。</p> <p>～太陽光発電設備は、蓄電池を組み合わせることで、災害時や停電時に非常用電源としても活用できます。<u>なお、電気自動車は住宅用充給電設備(V2H)と組み合わせることで、蓄電池として活用することができます。</u></p>
47	7-2 事務所・店舗等における取組	<p>◆太陽光発電設備等の設置</p> <p>太陽光発電と蓄電池についての記載はあるが、カーボンニュートラルで電気自動車の普及を目指しているので、電気自動車を活用したV2Hによる停電リスク対策を蓄電池に加えて追記するべきです。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下を追記。</p> <p>屋根や駐車場に太陽光発電を設置し自家消費すれば、温暖化対策に加え、電気料金の上昇リスクや災害時の停電等のリスクを低減させることが可能であり、蓄電池や<u>電気自動車の充電機能も活用すれば、発電していない時間帯においても、電気を使用することができます。</u></p>
68～	8 目標達成に向けた県の施策	<p>○他都道府県の制度を千葉県でも実施すべき</p> <p><地球温暖化計画書制度の導入【11件】></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在は、気候変動に対応した経営戦略の開示(TCFD)等を通じて企業が国際的に選択される状況になっています。そのため、単に一企業の問題にとらえず、県そして市民レベルが協力し、新たな施策づくりを行うためには、事業者の地球温暖化対策に関する状況を理解する必要があるため、既に他の関東都県では実施している「地球温暖化対策計画書制度」を千葉県でも導入すべきと考えます。 	<p><地球温暖化計画書制度の導入></p> <p>国は、令和3年に地球温暖化対策推進法を改正し、企業からの温室効果ガス排出量報告のデジタル化やオープンデータ化を図り、企業の排出量情報がより広く活用されやすくなるよう整備を進めており、本県においては当該データを活用し、施策を検討しています。</p>

ページ	箇所	意見概要	県の考え方
68～	8 目標達成に向けた県の施策	<p><太陽光発電設備の義務化【5件】></p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都は太陽光発電の新築時の設置を義務付ける条例を制定し、合わせてかなり高額補助金を出すことにより、推進を図ろうとしている。川崎市も検討中である。千葉県も同様に確実に推進できる施策を講じてもらいたい。 <p><県独自の省エネルギー住宅の制度化【2件】></p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取県などで実施している建築物の新築時の高い省エネ性能の標準化などの施策を実施すれば、さらに多くのCO2を削減できると思っています。 	<p><太陽光発電設備の義務化></p> <ul style="list-style-type: none"> 日照条件等により設置に適さないといった導入時の課題や住宅価格高騰による県民への負担が増加する課題があります。こうした中で、県としては、市町村や民間との官民連携により地域特性に応じた太陽光発電の導入を推進していきます。 <p><県独自の省エネルギー住宅の制度化></p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物省エネ法が改正され、段階的に住宅・建築物の省エネ基準が引き上げられるため、県としても「8-6 施策の実施に関する目標」に「新築着工件数に占める ZEH 化・ZEB 化の割合」を設定し、促進をしていきます。
71	8-2 省エネルギーの促進	<p>○次世代自動車等の普及促進等</p> <p>具体的な取組みとして、EVの普及がありましたが、補助金を整備するような計画はあるのでしょうか。具体的にどのくらいのEVを普及させ、そのために何をやるのかという計画を立ててください。</p>	<p>○「8-6 施策の実施に関する目標」に「電動車保有台数」及び「公共用充電設備基数」を設定し、導入促進をしていきます。</p> <p>○令和5年度は</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭用の電気自動車や集合住宅向けの充電設備 中小事業者向けの充電設備 交通事業者等向けの電気自動車・充電設備 <p>について補助を行います。</p>

ページ	箇所	意見概要	県の考え方
79	8-5 その他(普及啓発・地方公共団体の取組等)	<p>○市町村の取組支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正地球温暖化対策推進法における促進区域を定めると、事業者は市町村等への行政手続きのワンストップ化等が図られ、事業者も再生可能エネルギーの導入が検討しやすくなるかと思えます。 ・市町村の温暖化対策は、人材不足、体制不備、予算不足などで進められない状況が見受けられる。県が市町村職員の研修会を頻繁に開催するとともに、県職員や有識者や技能者などを派遣することも不可欠であり、具体的計画を策定してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度、太陽光発電設備の設置にあたって関係法令で土地利用の制限を受ける区域等についての調査や、地域の実情を把握するための市町村へのヒアリングを実施しており、来年度、その結果を踏まえて、環境配慮基準の設定を検討していきます。 ・例年、市町村の担当者を対象にした説明会を実施しており、引き続き、市町村と連携して温暖化対策に取り組んでいきます。
80	8-5 その他(普及啓発・地方公共団体の取組等)	<p>○県自らの取組</p> <p>PPAについては、民間事業者だけでなく、公共施設でも進めてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県自らの温暖化対策は、千葉県庁エコオフィスプランにより進めています。 ・本県の公共施設については、PPAも活用しながら太陽光発電設備の設置を進めています。

○市町村・千葉県地球温暖化防止活動推進センター・千葉県地球温暖化防止活動推進員の主な意見と県の考え方

ページ	箇所	意見概要	県の考え方																				
3	6 温室効果ガス排出削減目標	IPCC 第6次評価報告書第1～3作業部会報告書及びCOP27内容を追記すべき。	IPCC 第6次評価報告書第3作業部会報告書の内容の記載がなかったため、P3 「1-1 地球温暖化の現状」に追記しました。																				
40	7-1 家庭における取組	◆食品ロス削減 「食品ロス削減」は重要な問題で、その内容を書いているが、これが、「地球温暖化問題対策」にどう関係しているかの説明が無いため、一例を入れて説明することを望みます。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。 まだ食べられるのにも関わらず捨ててしまう食品ロスは、もったいないだけでなく、 <u>生産・流通時に消費したエネルギーが無駄になり、廃棄時には焼却処理によりCO2が発生し、地球温暖化にもつながっています。</u>																				
81	8-6 施策の実施に関する目標	身近な温暖化対策につながる指標数値が2013年度(基準年度)しかないのは、2030年度目標までの取り組みの規模がイメージしにくいいため、現況の数値があるとよい。	御意見を踏まえ、現況の数値を追記しました。 例) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 15%;">基準年度</th> <th style="width: 15%;">現況</th> <th style="width: 15%;">目標年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">①再生可能エネルギー等の活用</td> </tr> <tr> <td>再生可能エネルギーの導入比率</td> <td>1.1% (2013年度)</td> <td>14.4% (2021年度)</td> <td>27% (2030年度)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">②省エネルギーの促進</td> </tr> <tr> <td>電動車保有台数</td> <td>18.8万台 (2013年度)</td> <td>52.5万台 (2021年度)</td> <td>100万台 (2030年度)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準年度	現況	目標年度	①再生可能エネルギー等の活用				再生可能エネルギーの導入比率	1.1% (2013年度)	14.4% (2021年度)	27% (2030年度)	②省エネルギーの促進				電動車保有台数	18.8万台 (2013年度)	52.5万台 (2021年度)	100万台 (2030年度)
項目	基準年度	現況	目標年度																				
①再生可能エネルギー等の活用																							
再生可能エネルギーの導入比率	1.1% (2013年度)	14.4% (2021年度)	27% (2030年度)																				
②省エネルギーの促進																							
電動車保有台数	18.8万台 (2013年度)	52.5万台 (2021年度)	100万台 (2030年度)																				
116	9 気候変動影響への適応策	<ul style="list-style-type: none"> 本実行計画は、「地域気候変動適応計画」にも位置付けていることを強調した方がよい。 例えば、気候変動適応情報プラットフォーム(国立環境研究所)で作成している図を掲載するとよい。 	御意見を踏まえ、「②気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供」に、図を追加しました。 																				